

平成23年10月14日策定

平成25年3月21日改定

令和3年4月1日改定

## 神戸市防災行政無線同報系戸別受信機設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市の防災行政無線設備のうち同報系戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）を設置、管理及び運用、その他について、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、必要な情報を伝達するため、神戸市は、戸別受信機を設置するものとする。

(放送の種類)

第3条 放送の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難に関する情報
- (2) 地震・津波に関する情報
- (3) 救援・救護情報
- (4) 指示・連絡情報
- (5) 時報
- (6) 防災訓練放送
- (7) 試験放送
- (8) その他、危機管理室長が必要と認めるもの

(設置する機器)

第4条 設置する戸別受信機は、次のとおりとする。

- (1) 名称：神戸市防災行政無線同報系戸別受信機
- (2) 形状：卓上・壁掛け兼用型
- (3) 付帯設備：屋外アンテナ(必要な場合のみ)、配線等取り付け器具一式

(設置する施設等)

第5条 神戸市は、戸別受信機を次の各号に掲げる施設、組織等に設置するものとする。ただし、他の機器等により必要な情報を得ることが可能な場合は除く。

- (1) 危機管理室が指定する市関係施設
- (2) 「神戸市地域防災計画」に定められる屋内避難所
- (3) 「神戸市地域防災計画」に定められる福祉避難所
- (4) 帰宅困難者対策として、神戸市との協定を締結した、緊急待避所
- (5) 「神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱」に定められる防災福祉コミュニティ（以下、「防災福祉コミュニティ」という。）の役員
- (6) 消防団の団、支団、分団、班の役員
- (7) 消防局の定める「山麓等水防危険箇所避難計画策定地区」の代表者
- (8) その他、危機管理室長が必要と認める場所

(新規設置届の提出)

第6条 新たに戸別受信機を設置するものは、戸別受信機新規設置届（様式第1号）を提出するものとする。

(管理者)

第7条 戸別受信機の設置を受けた施設、組織等は、戸別受信機の管理者を定めるものとする。

(設置完了書の提出)

第8条 管理者は、戸別受信機の設置完了後、戸別受信機設置完了届（様式第2号）を提出するものとする。

(戸別受信機の設置作業)

第9条 戸別受信機及び付帯設備の設置作業は、神戸市が行うものとする。ただし、戸別受信機における軽微な機器の移動については、管理者も行うことができるものとする。

(設置場所の変更)

第10条 管理者は、設置完了届に記載する管理者又は住所を変更しようとする場合においては、戸別受信機設置場所変更届（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の届出により設置場所の変更依頼を受けたときは、神戸市は遅滞なく管理者と協議のうえ、移設その他、必要な措置を講じるものとする。

3 管理者を変更する場合には、従前の管理者は新たな管理者へ戸別受信機の設置目的や使用方法等について引き継ぎを行ななければならない。

(維持管理)

第11条 管理者は、戸別受信機の取扱説明書に従って操作し、常に電源を投入状態とし、音量等は最良の状態に調整しておくものとする。

2 管理者は、戸別受信機の善良な管理に努め、異常を認めたときは直ちにその旨を報告するものとする。

3 神戸市は、前項の報告を受けたときは、戸別受信機の修繕を行うものとし、管理者は修繕に協力するものとする。

(戸別受信機の紛失)

第12条 管理者が戸別受信機を紛失した場合は、戸別受信機紛失届（様式第4号）を提出するとともに、その対処法について神戸市と協議を行うものとする。

(現況届の提出)

第13条 神戸市は、戸別受信機の設置、管理状況を確認するため、管理者に対して、戸別受信機現況届（様式第5号）の提出を求めることができる。

(設置台帳)

第14条 神戸市は、戸別受信機設置台帳を作成し、常に台帳を最新の状態に保持しなければならない。

(戸別受信機の撤去)

第15条 神戸市は第2条に定める設置の目的を有しなくなったとき、戸別受信機を撤去することができる。

2 前項に該当する管理者は、戸別受信機の撤去に協力するものとする。

(所有権)

第16条 戸別受信機の所有権は、神戸市に帰属する。

2 管理者は、戸別受信機を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(経費の負担)

第17条 次の各号に掲げる費用については、神戸市の負担とする。

- (1) 戸別受信機の設置に要する費用
- (2) 戸別受信機の保守点検に要する費用
- (3) 戸別受信機の移設及び撤去に要する費用
- (4) 戸別受信機の修繕に要する費用

(試験放送)

第18条 神戸市は、毎月1回以上日時を定め、定期的に第3条第7号に掲げる放送を行うものとする。

2 管理者は、前項に定める放送を聴取することにより戸別受信機の状況の確認に努めるものとする。

附 則(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。